

福祉サービス第三者評価事業受審契約書

第1章 総則

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条 (契約期間)
- 第3条 (福祉サービス第三者評価)
- 第4条 (評価調査者)

第2章 契約

- 第5条 (契約金額)
- 第6条 (業務の完了)
- 第7条 (契約金額の支払い)

第3章 評価機関の義務

- 第8条 (評価機関及び評価調査者の義務)
- 第9条 (青森県福祉サービス第三者評価推進委員会への報告及び情報の公表)
- 第10条 (評価調査者の禁止行為)
- 第11条 (守秘義務)

第4章 事業者の義務

- 第12条 (評価の実施に関する事項)
- 第13条 (青森県福祉サービス第三者評価推進委員会への報告及び情報の公表の承諾)

第5章 契約の変更及び解除

- 第14条 (契約内容の変更)
- 第15条 (契約の解除)
- 第16条 (事業者からの契約の解除)
- 第17条 (評価機関からの契約の解除)

第6章 損害賠償

- 第18条 (評価機関の損害賠償責任)
- 第19条 (事業者の損害賠償責任)

第7章 その他

- 第20条 (苦情対応)
- 第21条 (協議事項)

福祉サービス第三者評価事業受審契約書

〇〇〇〇（以下「事業者」という。）と△△△△（以下「評価機関」という。）は、事業者に対して評価機関が行う福祉サービス第三者評価について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第 1 章 総 則

（契約の目的）

第 1 条 評価機関は、利用者等が福祉サービスを選択するために必要な情報の提供及び福祉サービス事業者の提供するサービスの質の向上を図ることを目的として、福祉サービス第三者評価を実施します。

（契約期間）

第 2 条 本契約期間は、平成 0 年 0 月 0 日から平成 0 年 0 月 0 日までとします。

（福祉サービス第三者評価）

第 3 条 本契約において「福祉サービス第三者評価（以下「評価」という。）」とは、評価機関が事業者に評価調査者を派遣し、事業者が提供する福祉サービスについて、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が定める評価手法及び共通評価項目をすべて取り込んで実施し、評価を実施した評価調査者、評価手順、共通評価項目の評価結果等を推進委員会に報告する福祉サービスの評価をいいます。

2 評価機関が事業者に対して実施する評価の内容、手法等の事項は、契約書別紙^{注 1}に定めるとおりとします。

注 1 事業者は、「契約書別紙に盛り込むべき項目」を参照し、評価機関と契約してください。

（評価調査者）

第 4 条 本契約において「評価調査者」とは、推進委員会の実施する評価調査者養成研修を修了し、必要な継続研修を受講している者で、かつ、推進委員会が公表する名簿に登録されている者としてします。

第 2 章 契 約

（契約金額）

第 5 条 事業者は評価機関に対して、評価費用として 〇〇〇〇〇円を支払うものとします。

（業務の完了）

第 6 条 評価機関が第 8 条及び第 9 項の定めに従って報告書を作成し、第 8 条第 10 項により事業者に対して報告書の提出と説明を行った時は、事業者の公表への同意、不同意にかかわらず、第 9 条に定める当該評

価結果等について、推進委員会への報告をもって業務が完了したものとみなします。

(契約金額の支払い)

第7条 事業者は、前条により業務が完了し、評価機関からの請求を受けた後、〇〇日以内に評価機関が指定する方法で契約金額を支払うものとします。

2 支払期日において、本条第1項に定める契約金額の支払いがなされなかった場合には、評価機関は事業者に対して、支払期日の翌日から支払完了の日までの日数に応じて年率〇〇%の割合で計算した遅延利息を併せて請求できるものとします。

※ 支払時期等については一例です。両者協議の上定めてください。

第3章 評価機関の義務

(評価機関及び評価調査者の義務)

第8条 評価機関及び評価調査者は、評価の実施にあたって、サービス利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）の意思に十分配慮し、別に定める倫理規程に則って評価を行うものとします。

2 評価の実施は、契約書に署名捺印した2人以上の評価調査者が契約時から契約終了時まで一貫して行うものとします。

3 前項に規定する2人以上の評価調査者は、組織経営分野を担当する「運営管理部門」、福祉サービス分野を担当する「専門部門」の評価調査者を組み合わせて構成するものとします。

※ 評価調査者のみで組み合わせが構成できない場合は、当面の間、評価調査者に加え各分野の専門家の援助を受けることで可としていますので、その場合第3項に以下の文章を加えます。

「但し、評価調査者のみで組み合わせが構成できない場合、さらに各分野の専門家を加えて評価を行うこととします。」

4 評価は、利用者調査及び事業評価の両方を実施するものとします。

5 事業評価の訪問調査は、本契約書に署名捺印した評価調査者のうち組織経営分野を担当する評価調査者と福祉サービス分野を担当する評価調査者おのこの1名以上で、事業所を訪問して実施するものとします。

※ 第8条第3項但し書きと同様、評価調査者のみで組み合わせが構成できない場合は、当面の間、評価調査者に加え各分野の専門家の援助を受けることで可としていますので、その場合第5項に以下の文章を加えます。

「但し、評価調査者のみで組み合わせが構成できない場合、さらに各分野の専門家を加えて訪問調査を行うこととします。」

6 利用者調査の面接調査において、評価調査者の他に補助者を使用する場合は、評価調査者の直接的な指揮監督のもと実施するものとします。

7 評価機関は、利用者本人への調査の実施など利用者の状態に配慮する必要がある事項について、事業者と十分協議の上、実施方法、時期等を定め、契約書別紙に明記するものとします。

- 8 評価結果は、署名捺印した評価調査者全員の合議によって決定するものとします。
- 9 評価機関は、本契約書及び契約書別紙に定める方法に従って評価を実施し、評価結果及び結果分析により把握した課題について報告書を作成するものとします。その際、推進委員会が定める結果報告書様式の内容は、必ず当該報告書に含むものとします。
- 10 評価機関は、評価終了後すみやかに、事業者に対し前項の報告書を提出するとともに、その内容について説明するものとします。
- 11 評価調査者は、評価の実施にあたっては、評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を絶えず所持し、事業者から提示を求められた時はそれを提示するものとします。

(推進委員会への報告及び情報の公表)

- 第9条 評価機関は、評価を実施した評価調査者、評価手順、共通評価項目の評価結果等を推進委員会へ報告するものとします。また、利用者等による福祉サービスの選択に役立てるため、推進委員会がその報告内容を公表することを承諾するものとします。
- 2 ただし、事業者が評価結果等の一部または全部について公表を望まない場合は、その理由を付して推進委員会に報告するものとします。その際、公表を望まない理由等を推進委員会が公表することを承諾するものとします。

(評価調査者の禁止行為)

- 第10条 評価調査者は、評価の実施に当たって、次の各号に該当する行為を行いません。
- (1) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること
 - (2) 事業者又は利用者等に対する宗教活動、政治活動、その他の迷惑行為

(守秘義務)

- 第11条 評価機関が収集する情報は、評価実施に必要な最小限の情報とし、評価機関は評価以外の目的には決して使用しません。
- 2 評価機関は、評価を実施する上で知り得た事業者及び利用者等に関する情報を、第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
 - 3 前項に拘わらず評価機関は、緊急を要する事項（明らかな法令違反により、入居者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、監督行政機関等に事業者や利用者等に関する状況等の情報を提供できるものとします。
 - 4 評価機関は、利用者調査及び事業評価の実施において得られた、記入者が特定される可能性のある調査結果については、記入者が特定されないよう加工した上で事業者に報告するものとします。回答の記入された個別の調査票については、評価機関以外の者に漏洩しないよう廃棄する等の処理を行うものとします。
 - 5 評価機関は、利用者等に関する情報が記載された書類については、事業者への訪問調査を行う際に現地で確認することとし、事業所の外に持ち出さないこととします。
 - 6 評価機関は、事業者が業務上作成している内部資料等については、原則として事業者への訪問調査を行う際に現地で確認することとし、事業所の外に持ち出さないこととします。ただし、事業者の同意がある場合にはこの限りではありません。その場合、評価機関は事業者から提供された本件業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ本件業務以外の用途に使用しません。
 - 7 評価機関は、本契約に基づき作成した評価結果及び報告書を、善良なる管理者の注意をもって〇〇年

間管理、保管した後、廃棄処分するものとします。保管期間中は、本件業務以外の用途に使用しません。

※ 回答の記入された個別の調査票、評価結果及び報告書の廃棄処分方法については、評価機関と事業者間で協議の上、定めてください。

※ 評価結果及び報告書の保管年限についても、両者協議の上定めてください。

第 4 章 事業者の義務

(評価の実施に関する事項)

第 1 2 条 事業者は、自らのサービス提供に支障のない限り評価の実施に協力し、評価機関の求めに応じて、評価に必要な、事業者に関する情報及び利用者等の同意を得た上での利用者等に関する情報を提供するものとします。

2 事業者は、利用者本人への調査の実施など利用者の状態に配慮する必要がある事項について、評価機関へ必要な注意事項等の情報を提供し、十分協議の上、実施方法、時期等を定めるものとします。

(推進委員会への報告及び情報の公表の承諾)

第 1 3 条 事業者は、評価機関が評価を実施した評価調査者、評価手順、共通評価項目の評価結果等を推進委員会に報告することを承諾するものとします。

2 事業者は、利用者等による福祉サービスの選択に役立てるため、推進委員会が前項の報告内容を公表することを承諾するものとします。ただし、事業者が評価結果等の一部または全部について公表を望まない場合は、その旨を申し出ることができるものとします。その場合には、公表を望まない旨を、評価機関が推進委員会にその理由を付して報告することを承諾するものとします。また、公表を望まない旨を推進委員会が公表することを承諾するものとします。

第 5 章 契約の変更及び解除

(契約内容の変更)

第 1 4 条 評価機関及び事業者は、相手方と協議の上で、評価契約内容についての変更又は履行の一時中止をできるものとします。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、双方の協議の上で定めるものとします。

(契約の解除)

第 1 5 条 評価機関及び事業者は、相手方と協議の上で、評価契約を解除することができるものとします。

2 前項の場合に、既に実施した評価の費用の支払いについては、両者協議の上で決定するものとします。

(事業者からの契約の解除)

第 1 6 条 事業者は、評価機関が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することかできるものとします。

(1) 評価機関が正当な理由なく本契約に定める評価を実施せず、事業者の請求にもかかわらずこれを実施しようとしなない場合

- (2) 評価機関が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 評価機関が、事業者もしくは利用者等の生命・身体・財産等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 評価を実施している間に、評価機関が認証を取り消された場合

(評価機関からの契約の解除)

第 17 条 評価機関は、事業者が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 事業者が、評価機関及び評価調査者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (2) 事業者が評価対象の福祉サービスの提供をやめた場合

2 前項の場合に、事業者は、既に実施した評価の費用を評価機関に支払うものとします。

第 6 章 損害賠償

(評価機関の損害賠償責任)

第 18 条 評価機関が、自己の責に帰すべき事由により本契約の定め違反し、事業者が損害を被った場合には、評価機関は事業者が被った損害を賠償するものとします。

(事業者の損害賠償責任)

第 19 条 事業者が、自己の責に帰すべき事由により本契約の定め違反し、評価機関が被害を被った場合には、事業者は評価機関が被った損害を賠償するものとします。

第 7 章 その他

(苦情対応)

第 20 条 評価機関は、事業者と利用者等からの評価に関する苦情に対して、苦情を受け付ける窓口及び担当者を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 21 条 本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合には、事業者と評価機関は誠意をもって協議の上、解決に努めるものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、事業者、評価機関、評価調査者が記名捺印の上事業者と評価機関各々か各 1 通を保有するものとします。

平成 年 月 日

評価機関 住所
評価機関認証番号 No :
評価機関名
代表者名 ⑩

本契約を実施する評価調査者
評価調査者養成研修修了番号 No :
氏名 ⑩
評価調査者養成研修修了番号 No :
氏名 ⑩
評価調査者養成研修修了番号 No :
氏名 ⑩

事業者 住所
事業者名
代表者氏名 ⑩